

経済水道委員会 説明資料

目次

	頁
1 DBO、PFI及び公設公営方式の事業比較について・・・・・・・・・・	1
2 下水汚泥固形燃料化事業に係る検討の経緯と内容について・・・・・・・・	2
3 下水汚泥固形燃料化事業の財源について（DBO方式）・・・・・・・・・・	3
4 他自治体の主な事例について（DBO方式）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 条例により審議会を設置する理由について・・・・・・・・・・・・・・・・	5

平成27年9月28日

上下水道局

1 DBO、PFI及び公設公営方式の事業比較について

区 分	DBO方式	PFI方式	公設公営方式
建設費の確保 (国庫補助金を除く)	当局	民間事業者	当局
施設の所有	建設完了後から 当局が所有	建設完了後から当 局が所有 ※BTO方式の場合	建設完了後から当 局が所有
リスク分担	契約書により民間事業者と当局が分 担するリスクを定める		基本的に当局が負 う

(注) PFIの主な事業方式

BTO方式…建設後から、当局が施設を所有。

管理運営期間中は当局が資産を所有するため、固定資産
税がかからない。

BOT方式…建設・管理運営期間終了後から、当局が施設を所有。

管理運営期間中は民間事業者が資産を所有するため、固
定資産税がかかる。

2 下水汚泥固形燃料化事業に係る検討の経緯と内容 について

年 度	内 容	結 果
19年度	<ul style="list-style-type: none"> 本市周辺における固形燃料の受け入れ需要の調査 	<ul style="list-style-type: none"> 固形燃料の受け入れ可能な事業者の存在を確認
20年度	<ul style="list-style-type: none"> 本市の下水汚泥から固形燃料が製造可能か調査 他都市の導入状況を調査の上、本市への導入について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 固形燃料が製造できることを確認 燃料化施設の導入実績が少ないことから、汚泥の安定処理のためには時期尚早と判断
26年度	<ul style="list-style-type: none"> 空見スラッジリサイクルセンターでの燃料化施設の導入可能性を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した山崎汚泥処理場の代替施設の一部として燃料化施設の導入が可能と判断 環境負荷の削減効果を確認

3 下水汚泥固形燃料化事業の財源について (DBO方式)

区 分	期 間	金 額	財 源
建 設 費	平成28～ 31年度	50億円	国庫補助金 27.5億円 企 業 債 22.5億円 (元利償還費 1.2億円/年)
維持管理費	平成32～ 51年度	90億円	自己資金 90.0億円 (管理委託料 4.5億円/年)

(注1) 金額は想定値

(注2) 元利償還費は償還期間20年、年利0.7% (平成27年9月現在の政府資金の貸付利率) で試算

4 他自治体の主な事例について (DBO方式)

自治体	施設名称	規 模	稼働年度	管理運営期間
東京都	東部スラッジ プラント	300t/日	19年度	20年
愛知県	衣浦東部浄化 センター	100t/日	24年度	20年
広島市	西部水資源再 生センター	100t/日	24年度	20年
東京都	東部スラッジ プラント	300t/日 (増設)	25年度	20年
熊本市	南部浄化セン ター	50t/日	25年度	20年
北九州市	日明浄化セン ター	70t/日	27年度	20年

5 条例により審議会を設置する理由について

(1) 設置理由

- ① 下水汚泥の処理は当局の責務であり、処理施設の一部を20年にわたり管理運営する事業者の選定は、重要な行政事務である。
- ② 当局では固形燃料化事業・DBO方式の実績がなく、審議会としての事業者選定結果を答申としてもらう必要がある。
- ③ 公平性・透明性の確保と客観的な評価を行う必要がある。
- ④ 「名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針」第2条第2項の「条例により設置すべき審議会」に該当する。

(2) 設置根拠

地方公営企業法第14条

(参考資料)

○名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針 抜すい

(定義)

第2条 (略)

2 前項の「審議会」は、次の各号のすべてに該当する機関とする。

- (1) 調停、審査、諮問又は調査のために設置されるもの
- (2) 合議制であるもの
- (3) 市職員以外の者が委員又は構成員として参加するもの

3 }
4 } (略)

○地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 抜すい

(事務処理のための組織)

第14条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

